



新規創業される方に助成金を交付し、起業を応援します！

令和6年4月 魚津市商工観光課

# 魚津市創業者支援事業助成金のご案内

TEL0765-23-6195

|   |   |                  |   |       |       |
|---|---|------------------|---|-------|-------|
| 要件  | <p>少なくとも以下の①～②全てに該当すること</p> <p>①魚津市内において新規創業する予定(創業後含む)であり、3年以上事業を継続する見込みのあること。</p> <p>②市税等を滞納していないこと。</p> <p>ただし、以下の事業は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風営法に基づく営業の許可又は届出を要する事業</li> <li>・宗教活動又は政治活動を目的とする事業</li> <li>・事業承継により開始する事業</li> <li>・フランチャイズ契約に基づく事業及びそれに類する事業</li> <li>・常時1人以上のスタッフが配置されない事業(スタッフには事業主も含む)</li> <li>・1週間の営業日数が平均して3日以下である事業</li> </ul> <p>詳しくは商工観光課にお問合せください！</p> |                  |   |       |       |
| 助成金の種類                                      | <p>どちらかを選択(ただし、下段の助成金との併用可)</p>   |                  |   |       |       |
|   | ☆改装助成金(自己所有物件も可)  |                  | ☆奨励金  |       |       |
| 助成金額  | 対象経費(※1)の1/3(上限50万円)  |                  | 10万円  |       |       |
| 助成額の加算                                      | 事業主もしくは法人の代表者が <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定創業支援事業を受けた事業(※2)」なら<br/>対象経費の1/2(上限75万円)</li> <li>・「40歳未満」なら<br/>対象経費の1/2(上限80万円)</li> <li>・「40歳未満の方」が「特定創業支援事業参加者」であれば 2/3(上限105万円)</li> </ul>   |                  | 事業主もしくは法人の代表者が <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳未満なら 10万円</li> <li>・女性なら 5万円</li> <li>・特定創業支援事業参加者 5万円</li> </ul> |       |       |
| 特定創業支援事業                                    | 40歳未満   | 40歳以上            | 性別  | 40歳未満 | 40歳以上 |
| 受けた事業                                       | 対象経費の2/3(上限105万円)   | 対象経費の1/2(上限75万円) | 女   | 30万円  | 20万円  |
|   |   |                  | 男   | 25万円  | 15万円  |
| 受けていない事業                                    | 対象経費の1/2(上限80万円)  | 対象経費の1/3(上限50万円) | 女   | 25万円  | 15万円  |
|   |   |                  | 男   | 20万円  | 10万円  |
| 申請の流れ<br>( <small>わく囲み部分が申請者の係る部分</small> ) | 認定申請 → 書類審査 → 対象認定 →<br>改装工事 → 現地確認 → 交付申請 → 助成   |                  | 認定申請 → 書類審査 → 対象認定 →<br>現地確認 → 交付申請 → 助成  |       |       |
| 認定申請期限                                      | 改装工事着工前   |                  | 営業開始初日から3か月以内   |       |       |
| 併用可能な助成金                                    | <p>★UIターン助成金(R6.4～)</p> <p>要件：「40歳未満」の方が、「市外から魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域内(※3)に転入し、住民登録を行った日から2年以内」の場合</p> <p>助成金：10万円を加算</p> <p>★貸店舗貸助成金</p> <p>要件：「40歳未満」の方が、「魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域(※3)」にある貸店舗で創業する場合</p> <p>助成金：賃料の1/3(上限20万円、営業開始初日の属する月から12か月分が対象)</p>   |                  |   |       |       |

(※1) 既存設置物撤去費、持ち運びできる対象物の購入費、消費税は、補助対象となりません

(※2) 特定創業支援事業：魚津市創業支援等事業計画に位置付けられた事業(例：アシシステム税理士法人主催「とやま創業スクール」)

(※3) 「魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域」は裏面の地図をご参照ください。